

議案第四十二号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

つして

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中 「四〇〇〇〇〇〇円以内」 を 「四万円以内」 に改める。
「四〇〇〇〇〇〇円以内」 を 「三万二千元以内」 に改める。
「四〇〇〇〇〇〇円以内」 を 「二万八千元以内」 に改める。

第四条第三項中「町長等給与条例」を「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）」に改める。
第五条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条及び第五条第二項の改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十四年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。